

出席停止について

下記の疾病は、学校保健安全法により、出席停止の取り扱いをいたします。この期間は欠席扱いにはなりませんので、治療に専念してください。

出席停止の期間は次の通りです。

出席停止の対象となる病気及び出席停止期間の基準

	対象疾患	出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、急性灰白髄炎、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る）及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	<p>インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）</p> <p>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）</p> <p>百日咳</p> <p>麻疹（はしか）</p> <p>流行性耳下腺炎（おたふく）</p> <p>風疹（三日はしか）</p> <p>水痘（水ぼうそう）</p> <p>咽頭結膜熱（プール熱）</p> <p>結核</p> <p>髄膜炎菌性髄膜炎</p>	<p>発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで（未就学児は3日を経過するまで）</p> <p>発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで</p> <p>特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで</p> <p>解熱後3日を経過するまで</p> <p>耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで</p> <p>発疹が消失するまで</p> <p>すべての発疹が痂皮化するまで</p> <p>主要症状の消退後2日を経過するまで</p> <p>病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで</p> <p>病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで</p>
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（溶連菌感染症・伝染性膿痂疹）	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで